

償却資産（固定資産税）申告の手引

町税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほか償却資産（事業のために用いることができる建築物、機械、器具、備品等）についても課税されます。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日という。）現在に所有している償却資産について申告していただくこととなっています。

つきましては、この手引をご覧ください、申告書等を作成の上、期限までにご提出下さいますようお願いいたします。

提出期限：令和7年1月31日(金)

<期限間近は窓口が混雑いたしますので、期限の1週間前までのご提出にご協力ください。>

申告方法

☆書類による場合

提出先：鰯ヶ沢町役場 総合窓口課 税務班

申告書、種類別明細書等の所定の書類を窓口へ提出してください。また、郵送により提出することもできます。

（郵送により提出し、控えの返送を希望される場合は、宛先を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）

☆電子申告による場合

（一社）地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」により、所定の手続きに従って申告データを送信してください。

※詳しくは「eLTAX」のホームページをご覧ください。

目次

- 1 償却資産について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ページ1～4
- 2 評価額、課税標準額、税額の算定方法及び免税点等について・・・ ページ5
- 3 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・ ページ6
- 4 申告書等の記入例と記入方法・・・・・・・・・・・・ ページ7～9
- 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ページ10

《お問い合わせ先》

鰯ヶ沢町役場 総合窓口課 税務班

〒038-2792 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地

電話 0173-82-0938（税務班直通）

1 償却資産について

償却資産

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

償却資産の種類

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると次のようになります。

資産の種類			資産の例
1	建築物	建築物	舗装路面、庭園、広告塔、門、塀、煙突、緑化施設、外構工事等
		建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、駐車設備、テナント内部造作等
2	機械及び装置		機械式駐車設備、各種製造加工機械、印刷機械、土木建築機械、太陽光発電設備等
3	船舶		ボート、釣船、遊覧船、漁船、はしけ等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」の車両)、構内運搬車等
6	工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、プリンター、ルームエアコン、金庫、応接セット、レジスター、自動販売機、医療機器、美容、理容機器、厨房機器等

申告が必要な資産

次に掲げる資産は申告の対象になります。

- ア 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- イ 償却済資産や簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産
- ウ 遊休又は未稼働の状態であっても、事業の用に供することが可能な資産
- エ 建設仮勘定で経理されていても、賦課期日（1月1日）現在、事業の用に供している部分
- オ 大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」の車両)、構内運搬車等
- カ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金（必要経費）算入の特例を適用した資産
- キ 償却資産の修理・改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用

申告対象外の資産

次に掲げる資産は申告対象外になります。

- ア 土地、家屋
- イ 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車（例：小型フォークリフト等の小型特殊自動車）
- ウ 無形減価償却資産（例：ソフトウェア、営業権、特許権等）
- エ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- オ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- カ 馬、果実、その他の生物（鑑賞・興行用は除く）
- キ 経年によって価値が減少しない資産（書画、骨とう等）
- ク 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により一時に損金又は必要経費に算入するもの
- ケ 取得価格が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの
- コ 平成20年4月1日以降に取得したファイナンス・リース取引に係るリース資産（法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するもの）で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

国税（法人税又は所得税）との主な違い

項目	固定資産税の取扱	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	<平成19年3月31日以前取得> 建物以外の一般の資産は、旧定率法、旧定額法の選択制度 <平成19年4月1日> 建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却、割増償却（租税特別措置法等）	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度（償却可能限度額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
中小企業者等の少額資産損金算入の特例（租税特別措置法）	金額にかかわらず、認められません。	認められます。

建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、空調設備、消火設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価しています。

【家屋と設備等の所有者が同じ場合】

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として扱います。主な設備を下表の「家屋と償却資産の区分」に例示しておりますので参照してください。

【家屋と設備等の所有者が異なる場合】

賃借人（テナント）等が取り付けした内装・造作及び建築設備等については、償却資産として扱います。内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等が償却資産として申告してください。

家屋と償却資産の区分（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備の種類	設備等の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視設備	装置一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	家屋と一体の設備一式
	電灯照明設備	屋外照明設備（ネオンサイン、投光器等）	家屋と一体の設備一式、屋内照明設備等
	電話設備	電話機・交換機等の設備	配線、配管
給排水設備		井戸、屋外給排水設備、屋外受水槽等	高架水槽、受水槽等
ガス設備		屋外設備、特定の生産又は業務用設備等	屋内配管、バルブ等
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備等	家屋と一体の設備一式
消火設備		消火器、消火栓設備のホース・ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備一式 （百貨店・飲食店・ホテル・旅館等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等	サービス設備以外の設備一式
運搬設備		工場用ベルトコンベアー、生産ライン用リフト等	家屋と一体の設備一式
その他設備		外構工事（門、塀等）、可動間仕切り、袖看板、広告塔、避難器具、自転車置場等	自動扉、避難誘導表示板等

業種別償却資産の具体例

業種区分	資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、簡易間仕切り、自動販売機、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、駐車場設備 等
製造業	金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、食品製造設備、梱包機、工場棟の動力幹線設備、機械の給排水設備、受変電設備 等
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター 等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、タオル機器、パーマ器、サインポール 等
農業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、温室管理装置や乾燥機など農耕用機械設備、農業用器具 等(※トラクター、コンバイン、田植え機は軽自動車税の対象のため申告不要です。)
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置、レジスター 等
浴場業	温水器、ろ過機、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、ロッカー、自動販売機、コインランドリー設備 等
ホテル・旅館業	客室設備(ベット、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、自動販売機、駐車場設備 等
不動産賃貸業	舗装路面、緑化施設、外構工事(門、塀等)、自転車置場、駐車場設備 等
小売業	レジスター、陳列ケース、駐車場設備 等
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、フェンス、アスファルト舗装 等

償却資産の耐用年数の例

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとされています。

資産の種類	資産の例		耐用年数	資産の例	耐用年数
1 構築物	舗装路面 コンクリート・ブロック		15	広告塔・野立看板 金属製のもの	20
	アスファルト		10	その他のもの	10
	コンクリート塀		15	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	3
	街路灯及びガードレール		10		15
2 機械及び装置	受変電・自家発電設備		15	食料品製造業用設備	10
	冷房・暖房設備		13・15	厨房設備	8
	デジタル印刷システム設備		4	農業用機械・装置	7
3 船舶	漁船		6・9・12	漁業用設備	5
	漁具		3	(水産養殖業用設備を除く)	
4 航空機	主として金属製のもの		5・8・10	その他のもの	5
5 車両及び運搬具	構内運搬車	※自動車税・軽自動車	7	台車 金属製のもの	7
	フォークリフト	税の課税対象を除く	4	その他のもの	4
6 工具、器具及び備品	応接セット	接客業用のもの	5	複写機、金銭登録機、ファクシミリ	5
		その他のもの	8	理美容機器	5
	陳列棚・ケース	冷凍機付のもの	6	調剤機器	6
		その他のもの	8	電気冷蔵庫、洗濯機、ガス機器	6

2 評価額、課税標準額、税額の算出方法及び免税点等について

1月1日現在に所有する資産ごとの評価額を算出し、課税標準の特例適用等がある場合を除き、その評価額が課税標準額となります。

評価額

$$\text{初年度} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2)$$

$$\text{次年度以降} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) \times \text{〃} \text{は小数点以下第4位を四捨五入}$$

≪計算例≫

前年2月に500,000円で取得した耐用年数5年（減価率0.369）の資産の場合

$$\text{今年度評価額} = 500,000 \times (1 - 0.369 \times 1/2) = 407,500 \quad \langle 1 \text{円未満切捨て 以下同様} \rangle$$

$$\text{翌年度評価額} = 407,500 \times (1 - 0.369) = 257,132$$

※ 下の「減価率一覧表」を使用して、計算式の一部を次のように置き換えて計算することができます。

$$\text{『}(1 - \text{減価率} \times 1/2)\text{』} \Rightarrow \text{『減価残存率(前年中取得)』}$$

$$\text{『}(1 - \text{減価率})\text{』} \Rightarrow \text{『減価残存率(前年前取得)』}$$

年税額

$$\text{課税標準額の総合計(1,000円未満切捨て)} \times \text{税率100分の1.4} \times \text{〃} = \text{税額(100円未満切捨て)}$$

過去に取得した資産が申告漏れになっていた場合は、地方税法第17条の5の規定により、本来課税すべき年度（現年度含め最大5年間分）まで遡って課税されます。

ただし、課税標準額の総合計が150万円（免税点）未満である年度は課税されません。

減価残存率一覧表

耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率	
	前年中 取得のもの 1-減価率/2	前年前 取得のもの 1-減価率		前年中 取得のもの 1-減価率/2	前年前 取得のもの 1-減価率		前年中 取得のもの 1-減価率/2	前年前 取得のもの 1-減価率
			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

3 償却資産の申告について

申告していただく方

☆令和7年1月1日現在鰯ヶ沢町内に償却資産を所有（又は貸与※）している方

※ 実際の売買にあたるようなリース資産（リース後に借手の所有物となる資産）は借手

※ 通常の賃貸借契約によるリース資産（リース後は貸手に回収される資産）は貸手

注）平成20年4月1日以降契約の所有権移転外リース取引資産は、税務会計上では売買取引となり借手側が減価償却を行います。固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。

☆ 令和7年1月1日までに廃業・解散又は事業所移転等により鰯ヶ沢町内の償却資産がなくなった方

申告方式

☆ 一般方式

前年中に増加・減少した資産について申告していただく方式です。評価額等の計算は鰯ヶ沢町側で行います。

☆ 企業電算処理方式

現在に所有している全資産について、申告者側が評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

提出書類

次の表の区分により、○の付いている書類を提出ください。

申告の区分		申告していただく資産		提出書類・様式			記入にあたっての注意点
		全ての 償却資産	増加・減少 した償却資産	申告書	種類別明細書		
					増加・全資産	減少資産	
一般方式	初めて申告される方	○		○	○		・種類別明細書(増加資産・全資産用)に鯉ヶ沢町内に所有する全ての資産を記入してください。
	増加した資産がある方		○	○	○		・申告書「18備考」欄中の「1.資産の増減あり」に○を付けてください。 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加資産を記入してください。
	減少した資産がある方		○	○	○	○	・申告書「18備考」欄中の「1.資産の増減あり」に○を付けてください。 ・種類別明細書(減少資産用)に減少資産を記入してください。
	資産の取得価額・耐用年数に 等に訂正がある方			○	○	○	・申告書「18備考」欄中の「5.その他」に○を付け、訂正内容を記入してください。 ・種類別明細書(減少資産用)に訂正資産と訂正内容を記入してください。
	廃業又は資産所在地を町外に 移転された方		○	○		○	・申告書「18備考」欄中の「3.廃業・解散」に○を付け、異動内容と年月日を記入してください。
	資産に増減がない方			○			・申告書「18備考」欄中の「2.増減なし」に○を付けてください。
	申告する資産がない方						・申告書「18備考」欄中の「4.該当資産なし」に○を付けてください。
企業電算 処理方式	初めて申告される方			○	○		・申告書に合計及び資産の種類ごとに評価額及び課税標準額を記入してください。
	前年以前に企業電算処理方式 により申告された方	○		○	○		・種類別明細書(増加資産・全資産用)に資産ごとの評価額及び課税標準額を記入してくだ さい。
	廃業又は資産所在地を町外に 移転された方			○			・申告書「18備考」欄中の「3.廃業・解散」に○を付け、異動内容と年月日を記入してください。
	申告する資産がない方			○			・申告書「18備考」欄中の「4.該当なし」に○を付けてください。

償却資産申告書の記入例

記 入 内 容		
① 住所	住所（又は納税通知書送達先）、及び電話番号を正確に記入してください。 ビルの名称、階数及び部屋番号も記入してください。 ※印字された内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。	
② 氏名	個人の場合は氏名、法人の場合は名称と代表者氏名を記入し押印してください。 また、屋号のある方は記入してください。 ※印字された内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。	
③ 個人番号及び法人番号	個人番号（行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同法第39条第1項及び第2項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。	
④ 事業種目	具体的に記入してください。 2以上の事業を行っている場合は主たる事業種目を記入してください。	
⑤ 事業開始年月日	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。	
⑥ この申告に対応する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。	
⑦ 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名、及び電話番号を記入してください。	
⑧ 鯉ヶ沢町内における事業所等資産の所在地	鯉ヶ沢町内にある事業所等、資産の所在地を記入してください。	
⑨ 信用資産	リース資産の有無について該当する方は○で囲んでください。なお、有の場合はその資産名、及び貸主の名称を記入してください。	
⑩ 備考	初めて申告する方	申告する資産がある方は「1」を、申告する資産がない方は「4」を○で囲んでください。
	前年以前に申告された方	・資産に増減がある方は「1」を資産に増減がない方は「2」を○で囲んでください。 ・廃業・解散により全資産が減少した方は「3」を○で囲み、廃業・解散の年月日を記入してください。 ・該当資産がない方は「4」を○で囲んでください。
	5. その他	・非課税・特例に該当する資産を所有している場合等、償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。 ・法人合併や本店移転など申告義務に関する特記情報を記入してください。 ・来年度以降、当町からの申告書の用紙が不要の方は、その旨を記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名				枚のうち	
所有者コード		<記入例>										① 株式会社				枚目	
行番号	② 資産の種類	③ 資産の名称等	④ 数量	⑤ 取得年月			⑥ 取得価額	⑦ 耐用年数	⑧ 減価残存率	⑨ 価格	⑩ 課税標準の特例	⑪ 課税標準額	⑫ 増加事由	⑬ 摘要			
	資産コード		数量	年号	年	月					率	コード					
01	2	特別高圧変圧器	1	5	2	10	15,000,000	7					1-2				
02	2	精密検査機	1	5	2	4	950,000	7					1-2	他工場より移設			
03	5	フォークリフト	1	4	28	9	1,400,000	4					1-2	申告漏れ			
04													1-2				
05	6	応接セット	2	4	22	2	400,000	2					1-2	修正（取得価額誤り）			
06													3-4				
07													3-4				
08													1-2				
09													3-4				
10													1-2				
11													3-4				
12													1-2				
13													3-4				
14													1-2				
15													3-4				
16													1-2				
17													3-4				
18													1-2				
19													3-4				
20													1-2				
小 計							17,750,000										

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他いずれかに○を付けてください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法
 前年中において新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れとなっている資産を記入してください。初めて申告される方は、令和3年1月1日現在で事業の用に供することができる資産を全て記入してください。

記入項目	記入内容
① 所有者名	氏名、又は名称を記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。
② 資産の種類	資産の種類に対応する「1～6」の数字を記入してください。 （「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」）
③ 資産の名称等	資産の名称及び型式等を20文字以内で記入してください。
④ 数量	資産の数量を記入してください。
⑤ 取得年月	資産を取得した年月を記入してください。 年号は該当するコード（「3＝昭和」、「4＝平成」、「5＝令和」）を記入してください。（例）令和2年9月の場合は「50209」となります。
⑥ 取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 ※ 取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、関税、購入手数料、据付け費等の当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 ※ 圧縮記帳については、地方税法上は認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。 ※ 消費税相当額については、税込み経理方式を行っている方は取得価額に含めますが、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めませんので、御注意願います。
⑦ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。（代表的なものは5ページを参照してください。） ※ 中古資産について、見種耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。
⑧ 増加事由	資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 （「1 新品取得」、「2 中古品取得」、「3 移動による受入れ」、「4 その他」）
⑨ 摘要	当該資産について、次のような事項を記入してください。 ア) 非課税・特例に該当する資産について、その適用条項 イ) 短縮耐用年数を適用している資産について、その旨の表示 ウ) 増加償却を行っている資産について、その旨の表示 エ) その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項 オ) 申告漏れ資産について、その旨の表示 カ) 移動による受入れ資産について、移動年月と移動元市町村（例：H26.5 青森市から移動） ※ 取得年月日が平成20年1月1日以前の「オ」申告漏れ資産や「カ」移動による受入れ資産で、耐用年数の改正があったものについては、改正前の耐用年数も必ず記入してください。（例：申告漏れ、改正前10年）

種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和 年度		種類別明細書（減少資産用）										① 所有者名		校のうち	
所有者コード		<記入例>										あじがさわ株式会社		校 目	
行 番 号	③ 抹消コード	④ 資 産 の 名 称 等	⑤ 数量	⑥ 取得年月			⑦ 取得価額	耐用 年数	⑧ 申告 年度	⑨ 減少の事由及び区分		⑩ 摘 要			
				年 号	年	月	円			1売却 2減失 3移動 4その他	1全部 2一部				
01	2	1775 プレス機	1	5	1	9	807,000	7	502	1 2 3 4	1 2				
02	6	1813 乾燥機	1	5	1	12	1,800,000	7	502	1 2 3 4	1 2	〇〇工場へ移動			
03										1 2 3 4	1 2				
04	6	応接セット	2	4	22	2	300,000	2	423	1 2 3 4	1 2	修正（取得価額誤り）			
05										1 2 3 4	1 2				
06										1 2 3 4	1 2				
07										1 2 3 4	1 2				
08	◎申告済の償却資産に誤りがあった場合の記載方法 償却資産で、資産の種類・名称・数量・取得年月日・取得価額・耐用年数に記載誤りがある場合は、下記の要領で記載してください。 1. （増加資産・全資産用）に正しい明細をすべて記載し、増加事由「4. その他」に○を付し、摘要欄にその旨、記載してください。 （この場合、該当資産の種類番号から順に記載してください。）														
09										1 2 3 4	1 2				
10										1 2 3 4	1 2				
11										1 2 3 4	1 2				
12										1 2 3 4	1 2				
13										1 2 3 4	1 2				
14										1 2 3 4	1 2				
15										1 2 3 4	1 2				
16										1 2 3 4	1 2				
17										1 2 3 4	1 2				
18										1 2 3 4	1 2				
19										1 2 3 4	1 2				
20										1 2 3 4	1 2				
小 計							2,907,000								

種類別明細書（減少資産用）の記入方法

前年度までに申告された資産のうち、令和3年1月1日までに売却・減失・他市町村への移動等の事由で減少した資産を記入してください。
また、記入誤り等による訂正（取得価額・耐用年数等）もこちらに記入してください。

記 入 項 目	記 入 内 容
① 所有者名	氏名、又は名称を記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。
② 資産の種類	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の種類を記入してください。 （「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」）
③ 抹消コード	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の資産コードを記入してください。※未記入ですと審査不可となる場合があります。
④ 資産の名称等	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の名称等を記入してください。
⑤ 数量	減少した資産の数量を記入してください。
⑥ 取得年月	減少した資産を取得した年月を記入してください。 年号は該当するコード（「3＝昭和」、「4＝平成」、「5＝令和」）を記入してください。
⑦ 取得価額	減少した資産の取得価額を記入してください。 資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
⑧ 申告年度	記入する必要はありません。
⑨ 減少の事由 及び区分	資産が減少したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 ・減少の事由（「1 売却」、「2 減失」、「3 移動」、「4 その他」） ・減少の区分（「1 全部」、「2 一部」）
⑩ 摘要	減少の区分が「2 一部」の場合（例1参照）、取得価額等の訂正の場合（例2参照）、記入誤りによる耐用年数の訂正の場合（例3参照）は、以下のように具体的に記入してください。 例1）当初取得価額30万円（数量2）のうち20 万円（数量1）分減少 例2）取得価額の訂正 1,000,000円→1,050,000円 例3）耐用年数の訂正 6年→4年

5 その他

非課税・課税標準の特例

地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。また、同法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産は、課税標準の特例の措置により税負担の軽減が図られています。

新たに該当する資産がある場合は、所定の様式（固定資産税（償却資産）非課税適用申告書・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書）に必要事項を記入し、非課税・特例内容に係る書類や資料を添付し申告してください。

所定の様式は鰯ヶ沢町 総合窓口課 税務班にご請求ください。（鰯ヶ沢町ホームページにも掲載しております。）

なお、添付書類等に不備があると適用を受けられない場合がありますので、詳細については事前にお問い合わせください。

調査協力をお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、実地調査を実施することがあります。

また、地方税法第354条の2により、税務署において法人税又は所得税に関する書類の閲覧を行うことができますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、実地調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その際の事務（課税更正）処理は、資産の取得年に応じて過年度に遡及する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧制度

毎年1月1日現在の償却資産課税台帳（償却資産種類別明細書を含む。）の内容を4月1日から通年で閲覧できます。（写しを差し上げます。）

申請方法

<個人の場合>

申請時は、申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

<法人の場合>

申請時は、代表者印をお持ちください。代表者以外の方が申請する場合は、法人代表者からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

※ 手数料は1名義につき300円です。ただし、縦覧期間中の閲覧は無料です。

※ 1月から3月までの期間に閲覧できる内容は、前年1月1日現在のものとなります。

申告は、事業用資産を所有していれば資産の増加・減少にかかわらず毎年必要です。

固定資産（償却資産）の所有者が申告すべき事項について正当な理由なく申告しなかった場合には、不申告に関する過料を科されることがありますので、必ず申告してください。